



三代廟門扉



三代廟門内石敷(破損)



四代廟門



四代廟門(側面)



五代廟門



五代廟門(側面)



五代廟門扉



五代廟門臺又(彩色剥落)



六代廟門



六代廟門扉



寿 蔵 碑



寿 蔵 碑



寿 蔵 碑



寿 蔵 碑



七代廟門



七代廟門扉



七代廟門化粧裏板(部分欠失)



朝日丹波紀功碑



八代廟門



八代廟門扉



九代廟門



九代廟門扉



九代廟門柱(腐朽)



九代廟門化粧裏板(腐朽)



初代廟所



三代廟所



二代廟所



二代廟門(傾いている)



四代廟所



四代廟所基壇北側



五代廟所



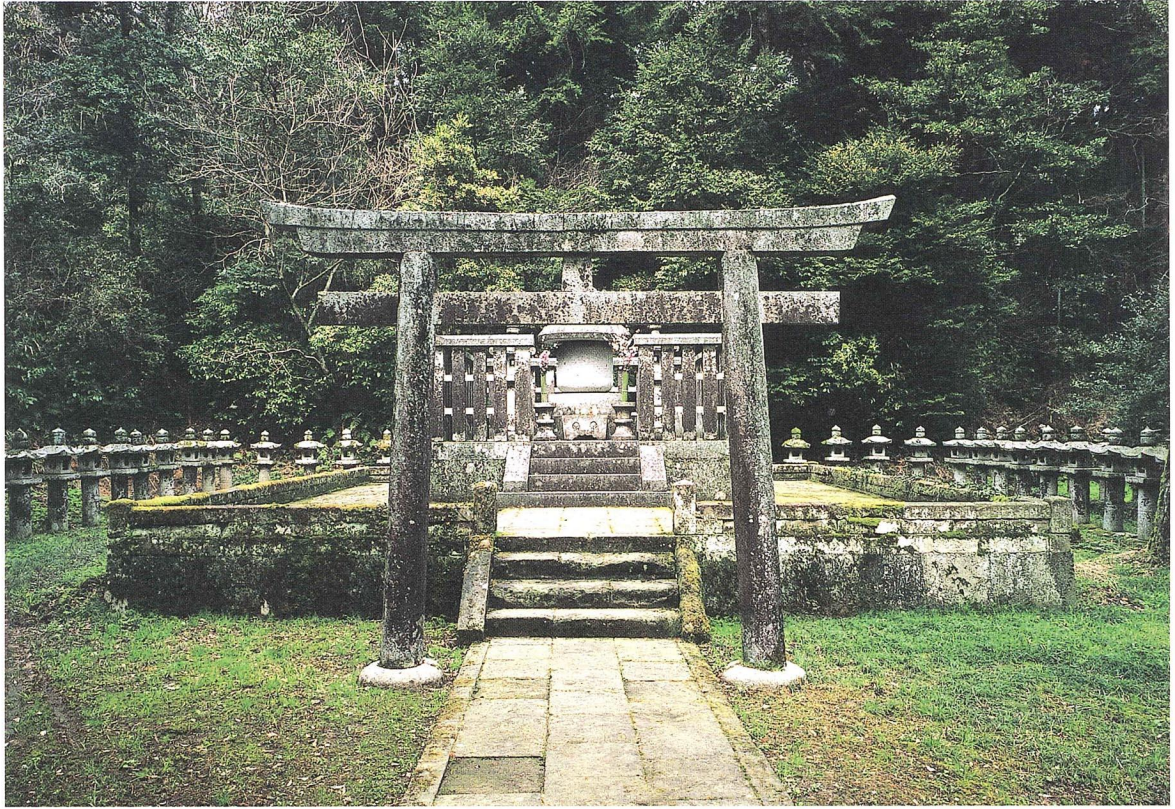
六代廟所



七代廟所



八代廟所



九代廟所

b. 植栽

- ・根が廟所内の建造物を掘り起こして崩壊の危険がある個所は、早急に伐採する必要がある。(緊急度A)
- ・建造物の保護、保全のため各廟所から5m程度以内の樹木は伐採し、周辺の山林からせりだしている枝については整枝する。(緊急度A)
- ・廟所内(初代、五代)及び墓所地区内のアジサイが過密状態で景観上好ましくないため、間伐する。(緊急度A)

(2) 境内地地区

・御霊屋(緊急度A)

平成10年の台風10号により崩落した壁については、同年度補助事業により修復したが、老朽化により屋根に陥没傾向がみられるため、全面修理が必要である。

・便所(緊急度A)

見学者の数に対して便所の数が不足している。また現在、身障者用の便所が無いため併せて宝物殿脇に増設する。なお、外観は和風にする。

・案内所(緊急度B)

現在の場所は見学者にわかりにくく、設備も小さいためガイダンス機能を併せ持った施設を、史跡入口南側に移設する。

・宝物殿(緊急度B)

建物全体がコンクリート壁でつくられており、史跡内の施設としてはあまり景観が良くないため、外観を和風に化粧する。

・本堂跡(緊急度C)

現在、礎石が残っているが、所有者は本堂の再建(復原)の希望があり、今後上屋の詳しい史料が発見されれば、改めて文化庁・県と協議する。

(3) 山林地区

- ・もみの大木等、倒木の危険があるものは伐採する。(緊急度A)
- ・墓所北東の竹林が拡大し、本来の自然林を破壊しつつあるため、景観を考慮しながら、できるだけ伐採する。(緊急度A)

(4) 各地区共通

a. 排水施設について

- ・各側溝、雨落ち溝等が埋没しているため、堆積物を取り除いて本来の構造を確認したうえで、暗渠を埋設する。(緊急度A)
- ・広大な史跡に比べて、排水機能が貧弱なため、雨水が溜まりやすく、見学に支障をきたす。また湿度も高くなるため建造物にも好ましくない。このため、これらを解消するために、史跡全体の排水計画を策定し整備する必要がある。(緊急度A)

b. 修景について

- ・史跡内の池は水の循環が悪く濁っており、水底に土砂等が溜まっているので、しゅ

んせつ等排水計画に含めて浄化する。(緊急度A)

- ・参道の石敷に損傷がみられ、また一部モルタル舗装してある個所もあるため、来待石の四半石に復原する。(緊急度A)
 - ・墓所の石段に損傷・磨耗がみられ見学者の通行に危険な個所があるため修理する。(緊急度A)
 - ・全体に植栽が過密すぎるため、不要な樹木は取り除くなど景観の保全に努める。(緊急度B)
- c. サイン施設について
- ・全体にサイン施設が不足しており見学者にわかりにくいため、史跡の景観に配慮しながら、デザインを統一した案内板、説明板を全域に設置する。(緊急度A)
- d. 石造遺物について
- ・寿蔵碑は損傷が激しく修理が必要であるが、専門技術を要するため、文化庁の指導を受けたうえで検討する。(緊急度A)
 - ・墓塔・基壇の石柱、灯籠などの刻銘を調査のうえ、拓本をとるなど記録を残す。(緊急度B)



木の根による崩壊(三代廟所北側)



同 上(五代廟所入口付近)



御霊屋屋根(陥没あり)



便 所



案内所



宝物殿



既設排水路(八代廟門付近)



同 上(四代廟所付近)



既設排水路(八代廟所前)



同 上(唐門東側)



初代廟所内池



境内蓮池